

全ての争議を解決し  
安全・安心の航空を

航空連ニュース

(航空労組連絡会)  
大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル  
Tel 03-3742-3251  
Fax 03-5737-7819  
No.973 (34-23) 2020年4月16日

## 新型コロナウイルス感染防止

# 安心して暮らせる賃金保障と働ける環境整備を もしもの時は労災補償や有給対応で

新型コロナウイルス感染拡大が続いています。4月14日時点で、国内で確認された感染者総数は8892人（4月14日時点うち死者174人。クルーズ船、空港検疫での発見者除く）にのぼり、医療体制強化や感染防止策の徹底、効果ある防止策にするための生活支援策の拡充はまったなしです。また、一方、航空各社では賃金カットや無給休暇、テレワークなどが行われていますが、感染した者や感染が疑われる者が安心して休める環境整備や暮らしにかかせない賃金保障が必要です。

## 感染者や感染が疑われる者へ 安心して休める対応求めよう

新型コロナウイルスの感染は航空にも広がっており、パイロットや客室乗務員、地上作業員の感染が報告されています。航空は業務の特性から感染リスクが高い業態でもあります。こうしたことを踏まえれば、感染が確認された者や感染が疑われる者に対し、当事者らが安心して休めるよう、労災による休業補償や有給扱いの休業にするなどの対応が必要です。厚労省は、新型コロナウイルスに関わる企業向けパンフレットで、休業させる場合の留意点について「労働者を休業させる場合、労使が十分に話し合っており、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただく」ことを求めています。事前に労使でしっかり話し合っておきましょう。

## 政府の新型コロナ緊急支援策 雇用調整助成金を活用しよう

政府は、新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させた場合の緊急支援策として、休業した場合、雇用調整助成金で休業手当を助成します。ただし、無給休暇の場合は助成の対象になりません。会社に対して雇用調整助成金を活用するよう求めています。

## 働く者の雇用と労働条件守る 労組の役割発揮求められる

こうした情勢の時こそ、働く者の雇用や生活を守るという労働組合本来の役割を発揮することが強く求められます。同時に、会社には、「雇用や労働条件を守ることが企業の社会的責任である」ことを自覚させ、その上に立って具体策を講じるよう求めています。

以上

助成内容と受給金額	助成率	
緊急対応期間	4/1～6/30	
計画書は事前提出	事後提出可 1/24～6/30	
休業を実施した場合の休業手当、教育をした場合の賃金相当額に対する助成率。日額上限額8330円。フリーランス定額4100円	大企業	中小企業
	2/3	4/5
教育訓練を実施したときの加算	1人1日1200円	
支給限度日数	1年間で100日 + 上記対象期間	

※厚労省資料を基に作成

### 雇用調整助成金は申請しやすく

記載事項など  
・73から38に削減。残業時間の記入など当面は不要に  
・日ごとの休業などの記載は省略可能に。合計日数だけで受け付け  
・休業の計画届は事後提出認める

添付書類など  
・「履歴事項全部証明書」や「確定保険料申告書」など不要に  
・出勤簿の代わりに手書きシフト表、給与台帳の代わりに給与明細でも対応